

令和5年 第3回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和5年3月10日（金）

午後1時57分から午後3時15分

場所：宇城市役所本館3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	正垣 安博	2 番	田口 昭也	3 番	中山 秀光
4 番	坂下 憲明	5 番	澤村 輝彦	6 番	欠
7 番	本崎 弘	8 番	山田 哲郎	9 番	欠
10 番	坂本 節子	11 番	吉田 次一	12 番	城塚 正
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
村嶋 政弘	早川 一伸	中塘 万格人
村田 彰	欠	田中 起代登
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	小路 正美	欠
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員	本郷 幸弘	川村 良行
農地利用最適化推進委員	河野 公明	野田 眞語

○事務局出席者：（事務局長）岩竹 泰治 （審議員）園田 弥生 （主任主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後1時57分）

- 日程第1 議事録署名委員の決定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第11号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第12号 荒廃農地の農地・非農地の判断について
- 日程第7 議案第13号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の廃止について
- 日程第8 議案第14号 宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準の廃止について

開 会 (午後 1 時 57 分) 会長の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 5 年第 3 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 11 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。

季節も進みまして、本日は春本番の暖かさになっております。桜の花も例年より早く咲くということで、私も楽しみにしているところでございます。また、新型コロナウイルスの感染が減少しており、マスク着用が話題になっていますが、農業委員会ではしばらくマスクを着けて会議をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 これより令和 5 年第 3 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、5 番 澤村委員、7 番 本崎委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 9 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 5 年 3 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長

申請番号 1 番は、	2 番	田口委員より
申請番号 2 番から 4 番は、	三角 1	中田委員より
申請番号 5 番は、	三角 3	高田委員より
申請番号 6 番は、	三角 4	村山委員より
申請番号 7 番は、	三角 5	五嶋委員より
申請番号 8 番は、	松橋 4	田中委員及び
	9 番	川村委員に代わりまして
	小川 3	百家委員より
申請番号 9 番は、	9 番	川村委員に代わりまして
	小川 3	百家委員より
申請番号 10 番及び 11 番は、	小川 1	森田委員より
申請番号 12 番は、	豊野 2	川端委員より

それぞれ説明を求めます。

田口委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は空き家に付随した農地の 3 条申請です。この案件は先月、空き家に付随した農地として申請がありましたが、すぐ売買が成立しまして新たに 3 条申請となっています。申請地につきましては、取得後においては野菜畑として適正に管理利用されると思いますので、問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

中田推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は後継者への贈与です。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係にあり、譲渡人は 30 年前に亡くなっておられて、名義変更されてなかったことから今回の申請となっております。田、畑それぞれ適正に管理されていることから問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、申請番号 3 番と 4 番を続けて説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による贈与です。譲渡人が誰かに有効に利用してほしいと農地マッチングを利用され、譲受人と合意に至ったということでした。譲受人は〇〇で農業をされており、申請地ではナスを作るそうです。申請番号 4 番の譲渡人が 3 番の譲渡人と同一であり、名義変更されてなかったことから今回の申請となっております。何ら問題ないかと思しますので、ご審議よろしく申し上げます。

高田推進委員 申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人は施設野菜を中心とした営農であります。今回はレモンを栽培する目的での売買となります。後継者もおられますし農業機械、農業設備も十分でありまして何ら支障はないと思われま。ご審議よろしくお。いします。

村山推進委員 申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人と譲受人は数十年来のお付き合いをされているということです。取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められることから、許可は可能と思。い。ます。ご審議よろしくお。いします。

五嶋推進委員 申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人と譲受人は近所に住んでおられ、3 年ほど前から譲受人は、この農地を借りてポンカンを栽培されておられました。譲受人の長男が 4 月から就農予定で、規模拡大をしたいということで売買が成立しました。何ら問題はないと思。い。ます。ご審議よろしくお。いします。

田中推進委員 申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人は水稻を作られているということで、何ら問題はないと思。い。ますので、ご審議よろしくお。いします。

百家推進委員 申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、当該農地は国営基盤整備地区内で、事業が始まる前に売買したいということから今回の申請になりました。機械の保有状況から何ら問題はないと思。い。ますので、ご審議よろしくお。いします。

申請番号 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による贈与です。譲渡人と譲受人は他人ですが、長年申請農地を耕作されていて、高齢で相続人がいないということで今回の贈与になりました。機械の保有状況から何ら問題はないと思。い。ますので、ご審議よろしくお。いします。

森田推進委員 申請番号 10 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による賃貸借契約です。経営面積は現在ありませんが、〇〇の研修生でありまして来月から新規就農予定です。

続きまして申請番号 11 番について説明します。申請番号 11 番と同じく新規就農による賃貸借契約です。〇〇の研修生であります。両者とも〇〇が全面バックアップして就農しますので、何ら問題ないと思。い。ます。ご審議よろしくお。いします。

川端推進委員 申請番号 12 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人の農地が譲渡人の農地近くにあったため、買い取られて〇〇を育てられるということでした。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 12 番につきまして、各委員よりそれぞれ説明がありました。案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。併せて推進委員の質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か、質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 9 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 9 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 10 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 10 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和 5 年 3 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長	申請番号 1 番は、	5 番	澤村委員より
	申請番号 2 番は、	8 番	山田委員より
	申請番号 3 番は、	松橋 1	中塘委員より
	申請番号 4 番は、	松橋 2	村田委員より
	申請番号 5 番は、	松橋 3	河野委員に代わりまして

それぞれ説明を求めます。

澤村委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は駐車場です。地震で住宅が半壊したということで、その跡地にアパート建設計画があるということです。その一角に 75 m²の農地があり、そこに駐車場を作りたいということです。周りの状況を見ましても何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

山田委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は仮設事務所です。これは〇〇の増築に伴う一時転用ということです。場所は〇〇の東になります。農地の半分を仮設事務所と駐車場にするということの申請です。隣接同意、排水同意も取られており問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

中塘推進委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は従業員の駐車場です。場所は〇号線の〇〇の東側になります。隣接農地はなく、排水同意は取られております。何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

村田推進委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。譲受人は〇〇市にアパート住まいでありましたが、子供さんが大きくなれたということで、地元の土地を求められました。譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係です。排水同意は取られており、隣接農地はありません。場所は〇号線沿いの〇〇の入り口の信号機から東方向に 100m ぐらい入った所になります。ご審議よろしくお願いします。

野田推進委員

申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は資材置場です。場所は〇〇から 150m 行った所の信号を左に 30m 行って橋を渡った所になります。25 年ぐらい前から使われており、始末書添付となっております。隣接同意、排水同意も取れており何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

続いて申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は駐車場です。現在、既に使用されていますので始末書を添付されています。隣接農地はなく、排水同意は取られております。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ここで事務局より、案件につきまして農地転用許可の検討事項についての説明をお願いいたします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番及び 2 番は都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番は幅 4m 以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね 500m 以内に歯科医院が 2 軒あることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。

申請番号 5 番は 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し転用は可能であると思われます。

議 長

ただ今、審議番号 1 番から 5 番につきまして、説明がありました。案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長

意見もないようですので、承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 10 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 5、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案第 11 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 11 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和 5 年 3 月 10 日 提出 宇城市農業委員会 会長 中山秀光

基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により農地利利用集積計画案を

決定するため、審議を求める。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案の 32 ページから 34 ページの所有権移転の申請番号 401 番から 405 番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

今月は、農業公社買い入れが 1 件、農業公社売り渡しが 4 件です。地目は全て田で合計面積は 19,546 m²となっています。売買価格は総会議案記載のとおりとなっています。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、各案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 11 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 11 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 6、議案第 12 号「荒廃農地の農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 12 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 12 号、「荒廃農地の農地・非農地の判断について」

農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの判断について、農業委員会の意見を求める。

令和 5 年 3 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法の運用について、第 4 の (3) に基づき、対象地が農地に該当するか否か農業委員会の判断が必要である。

続けて詳細説明をいたします。

非農地の取り扱いについては、「農地法の運用について」第4の(3)の規定により、農地利用状況調等を踏まえ、対象地が農地に該当するか否かについて判断を行うこととされています。

非農地の判断は「同運用について」第4の(4)において、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地で、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。もしくは、今申し上げました以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合の、いずれかに該当するものは農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものと定められています。

今回、皆様にお配りしています総会資料に、現況確認の際の写真を添付しておりますのでご確認いただくとわかりますように、今回、調査しました〇〇町の45筆、〇〇町2筆の面積合計43,902㎡の土地は、担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員の現地調査において、現況が雑木等の立木や竹等が生育し「山林」の様相をしており、「農地法の運用について」の基準に基づき「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上が議案第12号の説明になりますが、続けて非農地化に至るまでの流れを説明させていただきます。

毎年夏頃に委員の皆さんにご協力を頂いております、利用状況調査等の結果を基に、再生利用が困難な農地と判断された農地を対象として、関係部局と協議を行いまして、その結果、山林化が進んでいる〇〇町及び〇〇町の一部を今年度は対象といたしております。

農地所有者の方へは、1月中旬に現地確認を行うことと、非農地化にあたっての今後の予定についての通知を送付しまして、その後、地元委員と事務局職員とで現況調査を行っております。その時の写真が本日、資料としてお配りしているものであります。

次に今後についてですが、本日、非農地化が承認されましたならば農地所有者の方へ、近日中に非農地通知書を送付する予定です。併せまして関係機関であります、市税務課・農政課・法務局・県へは非農地通知一覧を送付し、事務局においては農地台帳の整理を行い、今後は非農地として取り扱うこととなりますので、農地法の規制の対象外となります。

これから先申し上げますことは、昨年から変更になった点になりますが、昨年までは非農地通知書を農業委員会から送りまして、それを受け取られました所有者及び相続人の方はご自分で法務局に行って地目変更登記を行わなければならなかったのですが、全国的にその手続きがなかなか進まない状況であったため、法務局の登記官によります職権での地目変更ができるようになりました。そのため本年度からまず市の税務課に対して、農業委員会から地方税法に基づきまして、地目変更登記をするよう法務局に申し出をするよう要請をしま

して、その後、税務課より今度は宇土法務局へ職権にて一括での地目変更の申し出を行います。それを受け取りました法務局は不動産登記法に基づいて、登記官の職権によって地目変更登記を行うこととなりますので、そこで地目が農地から山林等に変わることとなります。最後に職権投棄が完了しましたら、法務局より所有者などの方へ地目変更登記が完了したことの通知を送付することとなります。以上です。

議 長 それでは案件につきまして、何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願いします。

五嶋推進委員 はい。

議 長 はい。五嶋委員。

五嶋推進委員 非農地化について、農振農用地区域が何か関わってくるのでしょうか。

議 長 はい。事務局をお願いします。

事務局 昨年度までは、農振農用地区域につきましては、農政課との協議の結果、非農地化から除外していました。ただし、国や県からは農用地区域についても非農地化してもいいです、ということで通知が来ておりましたので農政課と協議をいたしまして、今年、十数筆は農用地区域に入っておりました。

できるようになった経過といいますのは、周辺の農地の広がりなどを調査して、ここであれば個別での除外が可能な部分がありましたので、そういう所については今回、対象地として含まれるようになりましたので、その点は昨年から変更になった部分であります。これまでは農用地区域は、非農地化できないと考えられている人が多かったと思うのですが、全部が全部ではありませんが周辺の農地の広がりとか、守っていかなければならない農地もありますので、全てではありませんが、農用地区域でありましても可能などころはある、ということで、少しずつでも個別協議にあげて、進めていけるような形をとりたいと思います。

議 長 五嶋委員よろしいでしょうか。

五嶋推進委員 はい、ありがとうございます。

澤村委員 はい。

議 長 はい、澤村委員。

- 澤村委員** 非農地として判断した場合は、その農地はどうなるのですか。
- 議 長** 事務局お願いします。
- 事務局** 非農地とした後は、地目は山林もしくは原野に変わるかと思いますが、宇城市の現状を見ますと写真にありますように山林化していますので、山林に変わると思います。
- 澤村委員** ということは、耕作放棄地解消事業の対象外になりますか。
- 事務局** はい。田、畑ではなくなるので、農地法から外れることになります。
- 澤村委員** それでは非農地になったものを、元に戻すということはできるのですか。
- 事務局** 法務局が現況を見て判断すると思うので、現況が田、畑に戻っていればできる可能性はあると思います。
- 澤村委員** 自分の農地の周りに山林という地目が点々とあります。開くにしても山林は耕作放棄地の対象外になっているので、事業としては認められないようになっています。明らかに畑の周りに山林という地目が点々とあるものですから、困っている部分もあります。
- それというのは地権者が山林から畑に変えるということもできるということですか。
- 事務局** はっきりした回答はむずかしいですが、法務局は現況確認をすると思うので、そこが田畑に変わっていれば地目変更登記は可能と思います。ただ、今回、非農地化になったところは再生が困難ということで、委員の皆様に判断してもらっているところですので、耕作放棄地解消事業とかはその分類に至っている農地は該当しなかったように記憶しているのですが、手を加えれば再生できそうな農地は、該当するのではと認識しています。
- 澤村委員** 結局、重機などで整備すれば農地は復元できますが、ただ、作り手がいないので非農地化するのではないかと思いますのですが、今はそういう状況ですが、今後新しく農業を始めたいという人が出てきた場合に非農地になっていると手を付けられなくなるのではないかと思いますので質問しました。
- 事務局** 貴重なご意見ありがとうございます。澤村委員が言われますように、物理的に大きな重機を使えば開墾できないような所はないと思いますので、あとは委員の皆様の状況調査の時にその辺の判断をしていただければありがたいと思

います。

事務局長

非農地化につきましては、その農地だけを見て判断するのではなくて、周りの状況を見て判断することも必要です。例えば、一つの農地を、重機を使って再生したとしても周りが荒廃していれば、その農地での耕作は長くは続かないだろうというようなところも、判断の材料にしなければなりません。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、そして事務局で非農地化については十分協議しながら判断しなければならないと思っています。

議 長

他に何か質問はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 12 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 12 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 7、議案第 13 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積の廃止について」を上程し、議題といたします。

議案第 13 号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局

議案第 13 号、「農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積の廃止について」

農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積の廃止について、農業委員会の意見を求める。

令和 5 年 3 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由 農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積については、平成 27 年 1 月 1 日より施行し、宇城市は 30 アールとしていたところであるが、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律第 5 条の規定により、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積が削除されることから改正法の施行日、令和 5 年 4 月 1 日以降別段面積を廃止するため、農業委員会の議決が必要である。

続けて詳細説明をいたします。

農地法第 3 条の許可を得るための要件の一つに、許可後の耕作面積が下限面積以上になることがあり、宇城市では平成 27 年 1 月 1 日付けで下限面積を 30 アール (3,000 m²) と定めています。これは、耕作面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続出来ないと想定されることから、一定

の基準以上、許可後の受け手の耕作面積を確保しておく必要があるという考え方から定められているものです。

この下限面積について定められています法律の規定は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止されるため、独自で定めた下限面積も廃止しようとするものです。これにより今後は、農地法第 3 条で農地を取得しようとする場合、従事日数等の要件は以前のまま変更はありませんが、面積上の要件は撤廃されることになります。以上で説明を終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

澤村委員 はい。

議 長 はい、澤村委員。

澤村委員 これは新規就農者が農業に就きやすくなるという意味での改正ですか。

澤村委員が言われたとおり、今までは 3 反要件というのを新規就農者が目指すことができなくて、取得がむずかしい方が多かったのですけれども、この下限面積が撤廃されることによりまして、新規就農者の方につきましては、農地の取得が得られやすくなると思います。

議 長 澤村委員、いいでしょうか。

澤村委員 わかりました。

議 長 他に何か質問はありませんでしょうか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 13 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 13 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 8、議案第 14 号「宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準の廃止について」を上程し、議題といたします。

議案第 14 号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局

議案第 14 号、「宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準の廃止について」

宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準の廃止について、農業委員会の意見を求める。

令和 5 年 3 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由 農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積を、施行日、令和 5 年 4 月 1 日以降廃止するにあたり、宇城市登録空き家に付随する農地を別段の面積の取扱基準を廃止するため、農業委員会の議決が必要である。

続けて詳細説明をいたします。

空き家に付随する農地の別段の面積の取扱い基準とは、農地法第 3 条の許可を得るための下限面積要件を、空き家に付随する農地として指定された農地に限り、農地法第 3 条の他の要件を満たせば取得できるというように緩和する基準です。先ほどの議案第 13 号により、農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積の廃止が可決されましたので、この基準も廃止することとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局より説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言のある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願いします。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 14 号につきまして承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 14 号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

それでは最後に、農地形状変更届及び農地形状変更取り下げ届につきまして、事務局より報告をお願いします。事務局。

事務局

40 ページの農地形状変更届及び 41 ページの農地形状変更取り下げ届につきましては、現地確認後、現地確認通知書または取り下げ確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思います。

議 長 どちらも、報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 5 年第 3 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 （午後 3 時 15 分）会長の号令による、起立、礼。